

答 申

1 審査会の結論

福岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、平成30年9月27日付け福岡県公安委員会発第772号で行った公文書開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、審査請求人が平成30年9月2日付けで行った公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、実施機関が特定した以下ア～ウの公文書である。

ア 「平成28年7月7日公安委員会定例会における会議録について」（以下「本件公文書1」という。）

イ 「平成28年7月21日公安委員会定例会における会議録について」（以下「本件公文書2」という。）

ウ 「平成28年8月18日公安委員会定例会における会議録について」（以下「本件公文書3」という。）

なお、本件請求に係る公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」の欄には、「2016年（平成28年）7月、沖縄県公安委員会から警察職員の援助要求がなされた。実施機関は少なくとも3回の派遣方の決定裁決をしている。その件につき次のことが記載されている公文書一式。1 派遣方決定を行った会議の月日、出席委員と警察本部員の出席者名簿、配布資料、進行次第、公安委員と警察本部員の援助要求に関する発言、決定事項等が記された会議録一式。2 会議以外の方法で公安委員会が本件警察職員沖縄派遣方の裁決を行った経緯があれば、その経緯の全容等を記載した公文書一式。」と記載されていた。

(2) 開示決定状況

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件公文書について全部を開示する決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定は請求内容を欠くものであるから、内

容を補充し請求内容を満たす公文書の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成30年9月2日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。
- イ 実施機関は、平成30年9月10日付けで、条例第12条第2項の規定により、公文書開示決定の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 実施機関は、平成30年9月27日付けで、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- エ 審査請求人は、平成30年12月25日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。
- オ 実施機関は、平成31年4月4日付けで、福岡県情報公開審査会に対し諮問を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件公文書に記載された内容について

実施機関が開示した本件公文書を見ると、審査請求人が本件請求にて求めた内容について記述してあるのは、本件公文書の「公安委員会決裁等」欄中の、「○警察職員の特別派遣について [捜査第三課] 」と「○警察職員の特別派遣について [警備課] 」という部分のみであり、本件請求に係る公文書開示請求書に記載した警察本部職員と福岡県公安委員会の各委員の意見や質問といった発言や、派遣を決裁・決定したのか否かといった事項の記載が見当たらない。また、本件請求の内容である会議以外の方法で派遣決定裁決を行った場合の経緯についての記載もない。

加えて、福岡県公安委員会運営規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第16号。以下「運営規則」という。）第17条には「会議録中議事に関する部分は、要領筆記によって記録する」ことが明記されており、実施機関は議決事項に関する議論と議決内容を記録する義務がある。また、同条ただし書には、公安委員長が記録の必要のない事項については除かせることができると規定されているが、議論と議決内容は「必要のない事項」ではありえず、記録されるべきものである。

(2) 派遣決定に係る手続について

実施機関は、平成28年7月12日に沖縄県公安委員会から警察職員の援助要求に係る正式な依頼文書を受けていた。しかし、本件公文書1には、実施機関は平成28年7月7日には警察職員の派遣について議題としていることが記録されている。実施機関が

、沖縄県公安委員会から正式な依頼文書が来る前に派遣決定を行っているとしたら、これはゆゆしきことである。

(3) その他について

実施機関による違法な処分によって、審査請求人は、憲法21条が表現の自由として保障している権利を基礎づける知る権利を侵害された。また、条例第1条に規定する「県民の知る権利」「公文書の開示を請求する権利」「県の諸活動について説明を受ける権利」「県民として県政に参加する権利」もって地方自治の本旨に即した公正で県民に開かれた県政に参画する権利を侵害された。

5 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述の内容並びに警察職員の派遣決定に係る手続等に関して、当審査会が実施機関から聴取した内容を基に実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 警察職員の派遣決定に係る手続について

本件請求は、沖縄県からの援助要求に対する警察職員の派遣決定の経緯が分かる公文書を求めるというものであるが、このような他県からの援助要求について、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第2項には、「都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡しなければならない」と規定されている。

当該規定に基づき、沖縄県公安委員会は予め警察庁に連絡をしておき、実施機関は、平成28年7月12日に沖縄県から援助の要求がなされる予定であることの連絡を警察庁から事前に受けていた。

他都道府県からの援助要求に対して、これを受諾し、警察職員の派遣を決定することについては、実施機関が開催する「公安委員会会議」にて決裁を受ける必要がある。これは、実施機関の意思決定は、運営規則第2条の「委員会は、その委員をもって組織する会議の議決によって、その権限を行う」との規定に基づき、会議において議決（決裁）を経ることによって行われるため、当該受諾も原則この手続に則り決定されることとなるためである。

なお、この例外として、福岡県公安委員会事務専決規程（昭和43年12月福岡県公安委員会規程第6号。以下「専決規程」という。）別表192の2（4）の「公安委員会が行った受支援に関する事案であって、その後行われる受支援が同一理由で、かつ、同一都道府県に対し継続し、又は断続するもの」に該当する場合には、警察本部長による専決が認められているため、「公安委員会会議」にて決裁を受けることはない。

実施機関は、沖縄県からの援助要求に対する派遣決定に係る手続として、平成28年7月7日開催の「公安委員会会議」で派遣することに関する説明を行い、これを受諾す

ることについて公安委員の了解を取った上で、同年7月21日開催の「公安委員会会議」で受諾決定に係る起案用紙に押印する事務手続を行った。また、同年8月18日に開かれた「公安委員会会議」では、派遣決定に係る直接的な事務手続ではないものの、既に派遣中の警察職員の活動状況についての経過説明を行っている。

(2) 本件公文書を特定した経緯等について

実施機関は、「公安委員会会議」の内容について会議録を作成している。これは、運営規則第16条第1項において、「公安委員会会議」の内容は、会議録として、委員長が総務課職員をして所定の様式で調製させなければならないと規定されているためであり、その記載内容についても、運営規則第16条第2項において、以下のとおり定められている。

ア 「開催月日及び時刻」 (第1号)

イ 「出席者」 (第2号)

ウ 「議決事項及びその他の議事の状況」 (第3号)

エ 「前3号に規定するもののほか、委員長が必要と認めたる事項」 (第4号)

実施機関は、本件請求に対して、平成28年7月7日、同年7月21日及び同年8月18日に開催した「公安委員会会議」について、上記のとおり、運営規則第16条第1項により作成された会議録を本件公文書として特定し、本件決定の上で審査請求人に開示したものである。

そもそも、実施機関は、福岡県公安委員会公文書管理規則（平成14年福岡県公安委員会規則第9号。以下「公文書管理規則」という。）第6条第1項各号に定められた以下のオ～クの4種類の公文書しか管理しておらず、本件請求の趣旨に照らすと、本件請求に係る公文書は、以下の「公安委員会の会議録」（同項第1号）に限られ、したがって、「公安委員会の会議録」である本件公文書を特定したものである。

オ 「公安委員会の会議録」 (第1号)

カ 「警察法第43条の2に規定する事務に関する公文書」 (第2号)

キ 「公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての苦情、要望等及びその処理に関する公文書」 (第3号)

ク 「前3号に掲げるもののほか、公安委員会が自ら管理することが必要と認めた公文書」 (第4号)

6 審査会の判断

実施機関の本件決定に対し、審査請求人は、本件公文書には本件請求にて開示を求めた内容が記載されておらず、本件決定は違法な処分である旨を主張している。

したがって、当審査会は、実施機関が本件請求に対して本件公文書を特定した点も含め

て、本件決定の妥当性を検討する。

(1) 本件決定の妥当性

ア 「公安委員会会議」の会議録を特定したことについて

当審査会で本件公文書を見分したところ、本件公文書1～3のいずれも、「公安委員会会議」の会議録として所定の様式で作成されたものであることを確認した。よって、上記5(2)における実施機関の説明のとおり、本件公文書は「公安委員会会議」の会議録であることが認められる。

実施機関の意思決定は、「公安委員会会議」において議決（決裁）を経ることにより行われるものであり、「公安委員会会議」の内容は、所定の様式により会議録としなければならないことが運営規則第16条第1項に明記されていることからしても、実施機関の意思決定過程に係る公文書を求める本件請求に対し、実施機関が当該規則に基づき作成した「公安委員会会議」の会議録を特定したこと、また、当該会議録以外に、本件請求に係る公文書は存在しないという実施機関の説明には基本的には合理性があると認められる。

イ そのほかに確認すべき事項について

実施機関は、本件公文書中に「警察職員の特別派遣について」と記載があることなどをもって、本件公文書を本件請求に係る公文書として特定しているものであるが、当審査会において本件公文書の見分を進めたところ、本件公文書には、この「警察職員の特別派遣について」と記載されているほかには、それが沖縄県からの援助要求に関する内容であるとの記載もなく、この「警察職員の特別派遣」について、公安委員が発言した内容なども一切記載されていなかった。

また、審査請求人が主張するように、本件請求に係る公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」に記載された内容の全てが本件公文書に含まれているわけではなく、実施機関は、こうした「本件公文書に含まれていない請求内容」に対する何らの決定も行っていなかった。

さらに、平成28年8月18日開催の「公安委員会会議」においては、派遣決定の決裁を受けたのではなく、派遣状況の報告のみを行っているという実施機関の説明については、仮にそのとおりだとすれば、実施機関は同日開催分の会議録である本件公文書3を本件請求に係る公文書として特定する必要はなかったのではないかと考えられる。

したがって、本件決定については、本件公文書の記載内容といったその他の事項について不明確な点が残ることから、当審査会から実施機関に説明を求めることとした。

(ア) まず、実施機関からは、平成28年7月12日付けで沖縄県公安委員会から発出された「警察職員の援助要求について」という依頼文書が示され、本件公文書中の「警

察職員の特別派遣について」との記載は、沖縄県からの援助要求に関する内容であるとの説明がなされた。

(イ) 次に、実施機関からは、会議録の作成方法として、「公安委員会会議」の会議録中に発言内容等を記載する場合と議題のみを記載する場合との違いについて、以下のとおり説明がなされた。

- a 「公安委員会会議」は、運営規則第6条の規定により、定例会と臨時会から構成されている。
- b 「公安委員会会議」の出席者は、運営規則第15条第1項において、公安委員のほか、警察本部長、各部長、福岡市警察部長及び北九州市警察部長並びに首席監察官（以下「警察本部長等」という。）と規定されている。
- c 定例会には、公安委員及び警察本部長等が出席する全体会議と、公安委員のみで構成する個別会議があり、全体会議に係る内容は「議決事項等」欄に詳細を記載しているが、個別会議に係る内容は、通常、事務的な内容が多いことから、運営規則第17条の規定に基づき議事に関する事項を除いた上で、「公安委員会決裁等」欄に議題のみを記載することとして運用している。
- d 平成28年7月7日に開かれた「公安委員会会議」では、近日中に予定される援助要求についての事前説明を行ったこと、また同年7月21日に開かれた「公安委員会会議」では、各公安委員が援助要求の受諾に係る起案用紙に押印する事務手続のみを行ったこと、また、同年8月18日に開かれた「公安委員会会議」では、既に派遣中の警察職員の活動状況についての経過説明のみを行ったことから、個別会議において取り扱ったものである。

したがって、cで説明した運用に基づき、「公安委員会決裁等」の欄に議題のみを記載した会議録を作成している。

(ウ) また、実施機関からは、本件請求に係る公文書開示請求書の「請求する公文書の名称等」欄に記載された請求内容の解釈について、次のとおり説明がなされた。

- a 「1 派遣方決定を行った会議の月日、出席委員と警察本部員の出席者名簿、配布資料、進行次第、公安委員と警察本部員の援助要求に関する発言、決定事項等が記された会議録一式」を限定列举と解した場合、この記載内容と本件公文書の内容とは完全には一致しないことから、本件公文書についても本件請求に係る公文書としては特定できない可能性がある。したがって、これらの内容は、あくまでも例示列举と解釈し、本件公文書を特定した。
- b 「2 会議以外の方法で公安委員会が本件警察職員沖縄派遣方の裁決を行った経緯があれば、その経緯の全容等を記載した公文書一式」については、該当する公文書は存在しないものの、「会議以外の方法で採決（決裁）を行った経緯があれば」

と本件請求を補足する内容が記載されたものと解釈したため、実施機関では会議以外の方法で決裁を行ったこともない以上、特段、このことについて、非開示決定などは行っていない。

- (エ) さらに、実施機関からは、本件公文書3を特定したことについて、平成28年8月18日に開かれた「公安委員会会議」では、派遣状況の報告を行ったのみであるため、確かに実施機関の直接的な意思決定に係る内容ではなかったものの、派遣に係る事項を議題としたことは事実であることから、併せて本件公文書として特定したとの説明がなされた。

ウ 本件決定の妥当性について

当審査会は、上記イにおいて掲げた事項について、実施機関からの説明を基に検討を行い、これらの問題点は、本件決定の妥当性を左右するものではないと判断した。その理由は、以下のとおりである。

- (ア) 本件公文書に係る「公安委員会会議」の開催日は、平成28年7月又は同年8月であり、この日付と実施機関から示された依頼文書上に記載された日付（平成28年7月12日）とを照らし合わせて判断すると、本件公文書に記載された「警察職員の特別派遣について」というのは、当該依頼文書に係る内容であると解することが自然であって、沖縄県以外の都道府県からの援助要求に係る内容であると解する特段の事情もないことから、本件公文書は、本件請求に係る公文書、すなわち沖縄県からの援助要求に関する内容の公文書であると認められる。
- (イ) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、その体裁等は、実施機関が説明するとおり、運営規則等に則ったものであることを確認した。本件公文書には、「警察職員の特別派遣」について、公安委員が発言した内容等は記載されていないものの、本件公文書が「公安委員会会議」の会議録作成に関する一定の運用ルールの下で作成された結果である旨の実施機関の説明は不合理とまではいえない。したがって、本件公文書は、本件請求に係る公文書であると認められる。
- (ロ) 本件請求に係る「請求する公文書の名称等」の欄に、「派遣方決定を行った会議の月日、出席委員と警察本部員の出席者名簿、配布資料、進行次第、公安委員と警察本部員の援助要求に関する発言、決定事項等が記された会議録」を求めると記載されていることについては、「等」と記載があることから、「例えば、会議の日付や発言内容等が記された会議録」の開示を求めるというものであることが認められる。実施機関が説明するように、仮にその意図するところが「会議の日付から決定事項まで」の全ての事項を完全に含む会議録を求めるということであるならば、実施機関は、本件請求に対し、そのような文書は作成も取得もしておらず存在しないとして、非開示決定をするしかなくなるため、実施機関が、本件請求に係る「請

求する公文書の名称等」に記載された内容を、例示列举と解し、管理している4種類の公文書のうち、「公安委員会会議」の会議録に当たる本件公文書を特定したことは、妥当であると認められる。

また、「請求する公文書の名称等」の欄に、「会議以外の方法で公安委員会が本件警察職員沖縄派遣方の裁決を行った経緯があれば、その経緯の全容等を記載した公文書一式」を求めると記載されていたことに対して、実施機関が「警察職員の派遣決定を『会議以外の方法』で行っていない」と説明したことについては、派遣決定が、原則「公安委員会会議」で行われていることや、例外的に警察本部長が専決を行う場合であっても、その事績は警察本部長の管理下にあることからすれば、実施機関の説明には不合理な点は見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求に係る「請求する公文書の名称等」に記載された内容を請求内容の補足と解し、特段非開示決定等を行っていないことは、本件決定の妥当性判断に直接影響を与えるものではないと判断される。

(エ) 平成28年8月18日に開かれた「公安委員会会議」の内容は、派遣状況の報告のみであって、派遣決裁に係る直接的なものではないことから、確かに、本件公文書3は、必ずしも本件請求に係る公文書であるとはいえないものの、実施機関としては、派遣決定後の状況報告に関する公文書である本件公文書3を警察職員の派遣に関する事項ではあるとして、併せて本件公文書として特定したということであるから、このことは、本件決定の妥当性判断に直接影響を与えるものではないと判断される。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関が行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。